

沼田市条件付き一般競争入札実施要綱細則

沼田市条件付き一般競争入札実施要綱（平成19年告示第170号。以下「要綱」という。）第7条の規定による建設工事に係る事項を次のとおり定める。

1 対象工事に関する事項

入札に付する工事は、予定価格が200万円を超える工事のうちから工事内容、工期等を勘案して選定するものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 下請金額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる見込みの工事のときは、当該入札実施についての公告日（以下「公告日」という。）に特定建設業の許可を得ていること。
- (2) 当該工事の内容により、施工実績が必要と認める場合は、予定価格と同等以上の完成工事高（公告日の前年度の1月1日現在の経営事項審査結果による2年又は3年の平均完成工事高をいう。）あるいは類似工事实績があること。
- (3) 当該工事の工種に係る国家資格を持った技術者を次に掲げる区分に応じ、それぞれ施工現場に配置できること。
 - ア 請負金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の工事にあつては、主任技術者
 - イ 請負金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事にあつては、専任の主任技術者
 - ウ 特定建設業の許可を必要とする工事にあつては、監理技術者
- (4) 沼田市工事成績評定点による入札参加制限等に関する要綱第3条に規定する指導書の通知を受けた日（以下「通知日」という。）の翌日から起算して30日以内でないこと。かつ、前回の建設工事の入札の公告日から公告日の前日までの間に通知日を有しないこと。
- (5) 沼田市工事成績評定点による入札参加制限等に関する要綱第4条第2項に規定する警告書の通知日の翌日から起算して90日間ではないこと。
- (6) 電子入札案件については、ぐんま電子入札共同システム（以下、「システム」という。）の利用者登録が完了している（入札参加資格の確認が、システムで行える）こと。

3 入札参加資格に関する事項

(1) 条件付き一般競争入札参加資格申請

ア 電子入札の場合は、システムによる入力送信とする。

イ 紙入札の場合は、財政課において配布する条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）を財政課に提出する。

(2) 必要書類（電子入札の場合は、ファイルを添付して提出）

ア 主任技術者及び監理技術者の専任状況一覧表（以下「技術者一覧表」という。別記様式第2号）を提出する。

イ 特定建設業許可書の写し 特定建設業の許可を必要とする工事において、公告日の前

年度の1月1日以降に特定建設業の許可を取得した場合に限り提出する。

ウ その他公告により定めるもの。

(3) 資格の審査

ア 入札参加資格の審査は、沼田市請負業者選定委員会が行う。

イ 技術者一覧表に記載された配置可能技術者数を超えて入札参加申請を行った場合、技術者一覧表の配置可能技術者数を超えた以降の案件については、入札参加資格を無しとする。

4 設計図書等に関する事項

(1) 閲覧場所

当該工事に係る特記仕様書、図面並びに工事施工に関する工種・設計数量及び規格を示した書類等(以下「設計図書等」という。)は、財政課で閲覧に供する。ただし、電子入札の場合は、システムの入札情報公開サービスで閲覧に供する。

(2) 設計図書等に対する質疑

設計図書等に対する質疑は、質疑応答書(別記様式第3号)により財政課へ、提出期限内に提出する。

5 入札金額積算内訳書

(1) 入札金額積算内訳書(別記様式第4号)を、次に掲げる区分に応じ、提出しなければならない。

ア 電子入札 エクセルファイル(PDF、ワード、一太郎ファイルでも可とする。)にて入札書に添付

イ 紙入札 入札書に同封

(2) 入札金額積算内訳書は返却しない。

6 入札の執行について

(1) 電子入札の場合は、電子入札以外の入札書の提出は認めない。

(2) 紙入札の場合は、入札会場に入札書を持参する方法以外は認めない。

(3) 入札金額積算内訳書を提出しないものは、無効とする。

(4) 同価格の入札書の提出があった場合は、くじ(電子入札の場合は、電子くじ)で落札者を定める。

(5) 開札は、案件番号順とする。

(6) 沼田市入札心得を厳守するものとする。

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

(改正)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(改正)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

(改正)

この細則は、平成26年4月18日から施行する。

(改正)

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(改正)

この細則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知する工事の入札から適用する。

(改正)

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(改正)

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(改正)

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。